

令和7年4月15日

保護者様

大阪市立十三小学校
校長 石崎 厚史

非常災害時等の措置について

大阪市立の学校園では、台風や地震等の非常災害時には以下のように対応いたします。その時々の情報に合わせ、各ご家庭でも児童の安全に配慮していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

I. 臨時休業措置の基準

午前7時の時点、および午前7時を過ぎて始業時刻までに、次にあげる態様及び規模の災害等が発生した場合には、臨時休業とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された場合

イ 淀川区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(全員避難)の発令があった場合

※河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル相当ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、判断します。

情報収集に際しては、次のものを参考にしてください。

○大阪市ホームページ(トップ画面)

○大阪市危機管理室 X

○NHK速報

○緊急速報メール(地震発生時に配信されます。登録や設定は必要ありません。)

○おおさか防災ネット

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合

※その他、不測の事態等が生じた場合には学校長の判断により、始業時刻を遅らせたり、臨時休業措置をとったり、適宜対策を講じます。

(裏面もご覧ください)

2. 非常災害時の対応と連絡について

・非常災害時には児童の安全を第一に考え、災害状況に合わせた対応をいたします。

・緊急時の連絡は、「ミマモルメ」の配信及び、ホームページでお知らせします。ご留意ください。

・児童の登校後に、表面のア～ウが発生した場合は、校内にて児童の安全確保に努め、原則、「保護者引き渡し」により下校させます。

・保護者が在宅されていない場合は、学校に待機させます。

3. お願い

・非常災害時に個別に電話で問い合わせをされると、その電話対応で災害への対応ができなくなります。電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

・自宅や携帯電話の番号に変更があった場合は、担任まで必ずお知らせください。

・学校が休業になったときは、“いきいき活動”も中止になります。家のかぎや、保護者との連絡方法など、ご家庭での約束を前もって決めておいてください。

・登下校中に災害等が発生した場合は、「学校に行くか」「家に行くか」を、状況に応じて児童が判断し、行動しなければなりません。登下校中の安全な行動について、ご家庭でもお子様と話し合っておいてください。

※非常災害時に確認できるよう、この用紙はご家庭で保管してください。